

## 簡易専用水道検査事務処理要綱

### (総則)

第1条 水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第34条の2第2項の規定による簡易専用水道の検査に係る事務処理については、別に定めがあるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (検査)

第2条 法第34条の2第2項の規定により検査を行う者（以下「検査機関」という。）は、簡易専用水道検査表（第1号様式）に定める事項について検査を行うものとする。ただし、建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号。以下「ビル管理法」という。）の適用を受ける簡易専用水道については、当該簡易専用水道の設置者が提出する簡易専用水道管理状況報告書（第2号様式）により検査を行うことができるものとする。

### (検査報告等)

第3条 検査機関は、検査を終了したときは、簡易専用水道検査済証（第3号様式）に簡易専用水道検査表（前条ただし書の規定に基づく検査については、簡易専用水道管理状況報告書）を添えて、当該簡易専用水道の設置者に速やかに交付するものとする。

2 検査機関は、検査を実施したときは、3月ごとに簡易専用水道検査状況報告書（第4号様式）を作成し、翌月15日までに市長に提出するものとする。ただし、検査の結果、衛生上問題があると認めるときは、簡易専用水道検査結果報告書（第5号様式）を直ちに市長に提出するものとする。

### (職員による立人検査等)

第4条 市長は、前条第2項の規定による報告書に基づいて必要があると認めるときは、法第36条第3項又は法第39条第2項の規定するところにより立人検査等の措置を採るものとする。

### (必要な帳簿書類)

第5条 法第39条第2項の規定による必要な帳簿書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 簡易専用水道の設備の配圏及び給排水系統を明らかにした図面
- (2) 貯水槽の周囲の構造物の配置を明らかにした図面
- (3) 結果その他検査に関する書類
- (4) 水槽の清掃記録その他管理に関する書類

(情報提供)

第6条 市長は、簡易専用水道の検査の受検促進のため、必要に応じて検査機関に対し、次に掲げる項目を情報提供することができる。

- (1) 建築物の名称
- (2) 貯水槽の設置場所
- (3) 設置者氏名（法人の場合に限る。）
- (4) 設置者住所（法人の場合に限る。）
- (5) 貯水槽有効容量

附 則

この要綱は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年12月17日から施行する。

第 1 号様式（第 1 面）（第 2 条関係）

簡 易 専 用 水 道 検 査 表

年 月 日 検 査

建 築 物 の 名 称

検 査 機 関 名

第 1 号様式 (第 2 面)

建築物の名称		設置場所	
設置者 (管理者)			
建築物の用途	共同住宅・事務所・店舗・学校・工場・病院・旅館・興行場・その他 ( )		

		番号	項 目	判 定	
				適(○)	不適(×)
施 設 検 査  ( 貯 水 層 )	水槽の周辺の 状態	1	水槽周辺は清潔であり、ゴミ汚物等が置かれていないこと。		
		2	水槽周辺にたまり水、わき水等がないこと。		
	貯水槽本体の 状態	3	亀裂、漏水箇所がないこと。		
	貯水槽上部の 状態	4	水槽のふたの直接上部には他の設備機器等が置かれていないこと。		
		5	水槽の上床盤の直接上部には水を汚染するおそれのある設備、機器等が置かれていないこと。		
	貯水槽内部の 状態	6	汚泥、赤さび等の沈積物が異常に存在しないこと。		
		7	掃除が年 1 回定期的に行われていることが明らかであること。		
		8	当該施設以外の配管設備が設置されていないこと。		
		9	水中及び水面に異常な浮遊物質が認められないこと。		
	マンホール の状態	10	ふたが防水密閉型のものであってほこりその他衛生上有害なものが入らないものであること。		
		11	点検等を行う者以外の者が容易に開閉できないものであること。		
		12	マンホール面は槽上面から 10センチメートル以上立ち上がっていること。		

第 1 号様式（第 3 面）

施設検査 (貯水層)	オーバーフロー管の状態	13	管端部からほこりその他衛生上有害なものが入らない状態にあること。		
		14	管端部の防虫網が正常であること。		
		15	管端部と排水管の流入口等とは直接連結していないこと。		
		16	管端部と排水管の流入口等との間隔はオーバーフロー管の管径の 2 倍以上あること。		
	通気管の状態	17	管端部からほこりその他衛生上有害なものが入らない状態にあること。		
		18	管端部の防虫網が正常であること。		
		拍	揚水管径の 2 分の 1 以上の管径に相当する有効断面積を有すること。		
	水抜管の状態	20	管端部と排水管の流入口等とは直接連結されていないこと。		
21		管端部と排水管の流入口等の間隔はオーバーフロー管の直径の 2 倍以上であること。			
施設検査 (高置水槽)	高置水槽本体の状態	22	亀裂、漏水箇所がないこと。		
	高置水槽内部の状態	23	汚泥、赤さび等の沈積物が異常に存在しないこと。		
		四	掃除が年 1 回定期的に行われていること。		
		25	当該施設以外の配管設備が設置されていないこと。		
		26	水中及び水面に異常な浮遊物質が認められないこと。		
	マンホールの状態	27	ふたが防水密閉型のものであってほこりその他衛生上有害なものが入らないこと。		
		28	点検等を行う者以外の者が容易に開閉できないこと。		
29		マンホール面は槽上面から 10センチメートル以上立ち上がっていること。			

第 1 号様式（第 4 面）

施設検査 (高置水槽)	オーバーフロー管の状態	30	管端部からほこりその他衛生上有害なものが入らないものであること。		
		31	管端部の防虫網が正常であること。		
		32	管端部と排水管の流入口等とは直接連結されていないこと。		
		33	管端部と排水管の流入口等との間隔はオーバーフロー管の管径の 2 倍以上あること。		
	通気管の状態	34	管端部からほこりその他衛生上有害なものが入らないこと。		
		35	管端部の防虫網が正常であること。		
		36	揚水管管径の 2 分の 1 以上の管径に相当する有効断面積を有すること。		
	水抜管の状態	37	管端部と排水管の流入口等とは直接連結されていないこと。		
		38	管端部と排水管の流入口等の間隔はオーバーフロー管の直径の 2 倍以上であること。		
	その他	給水管等の状態	39	当該施設以外の配管設備と直接連結されていないこと。	
40			水を汚染するおそれのある設備の中を貫通していないこと。		
水質検査	臭気・味・色・濁り・残留塩素	41	給水栓における水に異常な臭気が認められないこと。		
		42	給水栓における水に異常な味が認められないこと		
		43	給水栓における水に異常な色が認められないこと。		
		44	給水栓における水に異常な濁りが認められないこと。		
		45	給水栓における水に遊離残留塩素 (0.1ppm以上) が認められること。		
書類検査	書類の整理保存の状況	46	簡易専用水道の配置及び系統を明らかにした図面が整理保存されていること。		

第 1 号様式 (第 5 面)

書類 検査	書類の 整理保 存の状 況	47	貯水槽の周囲の構造物の配置を明らかにした平面図が整理保存されていること。		
		48	水槽の掃除の記録が整理保存されていること。		
		49	その他必要な帳簿書類が整理保存されていること。		

1 総合判断

ア 良好

イ 一部改善が望ましい。 \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

ウ 速やかに改善してください。 \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

2 改善事項等に対する助言

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

検査機関名

検査員名



第2号様式（第1面）（第2条関係）

水道法第34条の2第2項に基づく検査を受けるため、検査手数料を添えて簡易専用水道の管理の状況を示す書類を提出します。

年 月 日

簡易専用水道設置者氏名



住所

建築物の名称				
建築物の所在地				
建築物環境衛生管理技術者氏名			免状番号 第 号	
建築物の用途	共同住宅・事務・店舗・学校・工場・病院・旅館・興行場・その他（ ）			
貯水槽の有効容量	合計	m <sup>3</sup>	合計	m <sup>3</sup>
		m <sup>3</sup>	高置水槽の有効容量	m <sup>3</sup>
		m <sup>3</sup>		m <sup>3</sup>
水槽の掃除の実施年月日（未実施のときは予定年月日）		年 月 日		

簡易専用水道の管理状況

	検査事項	番号	判定基準等	管理状況
施設	水槽の周囲の状態	1	水槽周辺は清潔であり、ゴミ汚物等が置かれていないこと。	
		2	水槽周辺にたまり水、わき水等がないこと。	
検査	貯水槽本体の状態	3	亀裂、漏水箇所がないこと。	
		4	水槽のふたの直接上部には他の設備機器等が置かれていないこと、	
貯水槽	貯水槽上部の状態	5	水槽の上床盤の直接上部には水を汚染するおそれのある設備、機器等が置かれていないこと。	
		6	汚泥、赤さび等の沈積物が異常に存在しないこと。	
貯水槽	貯水槽内部の状況	7	掃除が年1回定期的に行われていることが明らかであること	
		8	当該施設以外の配管設備が設置されていないこと。	
		9	水中及び水面に異常な浮遊物質が認められないこと。	
	マンホールの状態	10	ふたが防水密閉型のものであってほこりその他衛生上有害なものが入らないものであること。	



第 2 号様式 (第 2 面)

	検査事項	番号	判定基準等	管理状況
	マンホールの状態	11	点検等を行う者以外の者が容易に開閉できないものであること。	
		12	マンホール面は、槽上面から 10 センチメートル以上立ち上がっていること。	
施設 検査 (貯水 槽)	オーバーフロー管の状態	13	管端部からほこりその他衛生上有害なものが入らない状態にあること。	
		14	管端部の防虫網が正常であること。	
		15	管端部と排水管の流入口等とは直接連結していないこと。	
		16	管端部と排水管の流入口等との間隔はオーバーフロー管の管径の 2 倍以上であること。	
	通気管の状態	17	管端部からほこりその他衛生上有害なものが入らない状態にあること。	
		18	管端部の防虫網が正常であること。	
		19	揚水間の管径の 2 分の 1 以上の管径に相当する有効断面積を有すること。	
	水抜管の状態	20	管端部と排水管の流入口等とは直接連結していないこと。	
		21	管端部と排水管の流入口等との間隔はオーバーフロー管の管径の 2 倍以上であること。	
	施設 検査 (高置 水槽)	高置水槽本体の状態	22	亀裂、漏水箇所がないこと。
高置水槽内部の状態		23	汚泥、赤さび等の沈積物が異常に存在しないこと。	
		24	掃除が年 1 回定期的に行われていること。	
		25	当該施設以外の配管設備が設置されていないこと。	
		26	水中及び水面に異常な浮遊物質が認められないこと。	
マンホールの状態		27	ふたが防水密閉型のものでほこりその他衛生上有害なものが入らないこと。	
		28	点検等を行う者以外の者が容易に開閉できないこと。	
		29	マンホール面は槽上面から 10 センチメートル以上立ち上がっていること。	

第 2 号様式（第 3 面）

	検査事項	番号	判定基準等	管理状況
施設 検査 （ 高 置 水 槽 ）	オーバーフロー管の状態	30	管端部からほこりその他衛生上有害なものが入らないものであること。	
		31	管端部の防虫網が正常であること。	
		32	管端部と排水管の流入口等とは直接連結されていないこと。	
		33	管端部と排水管の流入口等との間隔はオーバーフロー管の管径の 2 倍以上であること。	
	通気管の状態	34	管端部からほこりその他衛生上有害なものが入らない状態にあること。	
		35	管端部の防虫網が正常であること。	
		36	揚水管の管径の 2 分の 1 以上の管径に相当する有効断面積を有すること。	
	水抜管の状態	37	管端部と排水管の流入口等とは直接連結されていないこと。	
38		管端部と排水管の流入口等の間隔は水抜管の直径の 2 倍以上であること。		
その他	給水管の状態	39	当該施設以外の配管設備と直接連結されていないこと。	
		40	水を汚染するおそれのある設備の中を貫通していないこと。	
水 質 検 査	臭気・味・色・濁り・残留塩素	41	給水栓における水に異常な臭気が認められないこと。	
		42	給水栓における水に異常な味が認められないこと。	
		43	給水栓における水に異常な色が認められないこと。	
		44	給水栓における水に異常な濁りが認められないこと。	
		45	給水栓における水に遊離残留塩素（0.1ppm 以上）が認められること。	
書 類 検 査	書類の整理保存の状況	46	簡易専用水道の設備の配置及び系統を明らかにした図面が整理保存されていること。	
		47	貯水槽の周囲の構造物の配置を明らかにした平面図が整理保存されていること。	
		48	水槽の掃除の記録が整理保存されていること。	
		49	その他必要な帳簿書類が整理保存されていること	

第2号様式（第4面）

〈記入上の注意〉

- 1 マンホールの状態の項目中、「防水密閉型」とは、一般にふたの内側にパッキンが取り付けられており、手で容易に動かない等、密閉性がすぐれているものをいいます。

また、「点検等を行う者以外の者が開閉できないこと」とは原則として施錠されていることとします。

特殊ネジにより特定の用具を使用しないと開閉できないようなものは施錠とみなします。

また、一つの部屋にマンホールが存在し、部屋を倉庫等に使用しないならば、ドアに施錠すればよいものとします。

- 2 水質検査における遊離残留塩素は、採水測定値を記入してください。
- 3 「管端部の防虫網が正常であること」とは、原則として網目のあらかさが12メッシュ（約2mm目）以下とします。
- 4 「管理状況」欄は「判定基準等」の内容が順守されている場合は各項目ごとに適、それ以外の場合は、具体的な状況を記入してください。
- 5 下記の「判定」は記入しないでください。

判 定

年 月 日受理

ア 良好

イ 一部改善が望ましい。

ウ 速やかに改善してください。

2 改善事項に対する助言

検査機関名

検査員名



第 3 号様式（第 3 条第 1 項関係）

簡易専用水道検査済証

第 号  
年 月 日

建築物の名称

建築物の所在地

設置者（管理者）の氏名

上記建築物に設置された簡易専用水道は、水道法第34条の2第2項に規定する検査を受けたことを証する。

検査年月日 年 月 日

検査機関名

印



第5号様式（第3条第2項関係）

簡易専用水道検査結果報告書

第 号  
年 月 日

（あて先）横須賀市長

検査機関名  
代 表 者



水道法第34条の2第2項の規定に基づく検査を実施したところ、次のとおり衛生上問題が認められたので報告します。

1 建築物の名称 設置場所	
2 設置者（管理者） 住所・氏名	
3 検査年月日	年 月 日
4 検査結果 （別添検査表のとおり）	
5 備考	